第十七条の三第二項第四号中「第四十二条の十二又は」を「第四十二条の十二の二又は」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定（租税特別措置法第四十二条の十二の二及び第四十二条の十二の四の規定を除く。以下この項、次条第五項及び第十七条の三の三第五項において同じ。）の適用については、同法第四十二条の四第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の三の二第一項中「法人税の額（この条、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定」を「調整前法人税額（この条の規定及び税額計算特例規定に「とし」を「をいい」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十七条の三の二第二項第五号中「第四十二条の十二又は」を「第四十二条の十二の二又は」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第四十二条の四第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の二の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の三の三第一項中「第二十七条」を「第三十七条」に、「法人税の額（この条、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定」を「調整前法人税額（この条の規定及び税額計算特例規定」に「とし」を「をいい」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十七条の三の三第二項第五号中「第四十二条の十二又は」を「第四十二条の十二の二又は」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第四十二条の四第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の三の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の四第一項中「適用がある事業年度について青色申告書を提出する場合に限る。」を加え、「第三号」を「第四号」に改め、「「前条第七項及び第八項」とあるのは「前条第七項及び第八項並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項、第十七条の二の二第二項及び第三項、第十七条の三第二項及び第三項並びに第十七条の三から第十七条の三の三まで」と」を削り、「又は第四十二条の十二の三第三項」を「若しくは第四十二条の十二の三第三項又は」を「第四十二条の十二の三第三項の規定」に、「若しくは第十七条の二の三第三項」を「又は第十七条の二の三第三項」に改め、「「又は第四十二条の五第四項」とあるのは「若しくは第四十二条の五第四項」と」を削り、「「該当するものに」を「該当するものの二の三第四項」を「又は第十七条の二の三第四項」に、「に該当するものに」を「に該当するものその他これらの金額」に改める。

第十七条の五第一項中「第六十四条又は第六十五条」を「第七十四条又は第七十五条」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第十二項第三号」を「第四十二条の四第六項第六号」に改め、「及び同法第四十二条の四の二」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十八条第一項中「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第二項」に改め、同条第三項を削る。

第十八条の三第一項中「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に、「第十九条第一項」を「第十八条の八第一項及び第十九条第一項」に改める。

第十八条の四第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十八条の八第四項中「及び同条第二項第一号」を「並びに同条第二項第一号及び第十項第一号」に改め、「同条第一項」の下に「、第五項及び第十項」を加え、同条を第十八条の九とする。

第十八条の七の次に次の一条を加える。

（福島再開投資等準備金）

第十八条の八　法人で福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものが、同条の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（以下この条において「認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。）に係る積立期間（当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を実施するために必要な資金の調達に要する期間として財務省令で定める期間をいう。第四項及び第十一項第二号において同じ。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）において、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する費用（第一号において「施設新設等費用」という。）の支出に充てるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により福島再開投資等準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により福島再開投資等準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された施設新設等費用の支出に充てるために積み立てる資金の総額として財務省令で定める金額（次号イにおいて「投資予定額」という。）の二分の一に相当する金額

二　当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係るイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ　投資予定額

ロ　当該事業年度終了の日における前事業年度（法人の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下第四項までにおいて「前事業年度等」という。）から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額（第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を積み立てている法人の前事業年度等から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る同項の福島再開投資等準備金の金額（ロにおいて「連結福島再開投資等準備金の金額」という。）がある場合には、当該連結福島再開投資等準備金の金額を含む。以下この条において同じ。）に相当する金額